明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業四一）　一

〔告示〕
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通八二六～八四六）　七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会、日本弁護士連合会裁決関係　九
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一三

省令

○経済産業省令第四十一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号イ中「（一）及び（二）」を「いずれか」に改め、同号イ（一）を次のように改める。

（一）　測定軸の数が二であって、国際規格で定める測定方法によりそれぞれの軸の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇一を乗じて得た数値に一・二五を加えた数値以下となるもの

第一条第十七号イ（二）中「国際規格」を「測定軸の数が三以上であって、国際規格」に改め、「により」の下に「空間の測定精度を」を、「場合に」の下に「、操作範囲内のいずれかの測定点において」を加え、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇一二五」に、「一・二五」を「一・七」に改め、「測定軸を有する」を削り、同号ロ（二）中「線形電圧差動変圧器」を「線形可変差動変圧器（ＬＶＤＴ）」に改め、同号ロ（二）1を次のように改める。

1　線形可変差動変圧器（ＬＶＤＴ）が次のいずれかに該当するもの

一　最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメートル以下のものであって、〇から最大の作動範囲における直線性が〇・一パーセント以下のもの

二　最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメートルを超えるものであって、〇からプラスマイナス五ミリメートルにおける直線性が〇・一パーセント以下のもの

第一条第十七号ロ（三）2の二中「ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定し」を「測定範囲内のいずれか一の点において」に改め、同号ハ並びに同号ニ（一）及び（二）中「ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、同条第二十四号ハ中「アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が一〇日以上二〇〇年未満のもの」を「アルファ中性子反応により中性子源を発生させるに適した放射性核種」に、「アルファ崩壊に」を「崩壊に」に改め、同条第二十七号イ中「該当する材料」の下に「若しくはこれらを組み合わせたもの」を加え、「重量比による純度が九八パーセント以上」を「不純物の総重量の当該るつぼの総重量に対する割合が二パーセント以下」に改め、同条第三十七号中「へまで」を「ホまで」に、「トに」を「へに」に改め、同号ニ中「イオン化室が六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆された」を「次の（一）及び（二）に該当する」に改め、同号ニに次のように加える。

（一）　電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、分析される物質の分子の平行ビームを照射する装置を有するもの

（二）　分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉するため、零下八〇度以下の温度となることができるコールドトラップを一以上有するもの